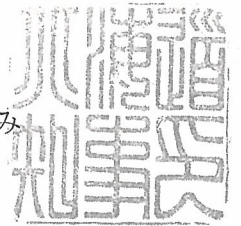


産業廃棄物処理施設において処理する
一般廃棄物に係る届出受理書

十環生第 3 1 5 8 号
平成 2 4 年 1 月 1 7 日

住所 中川郡本別町上本別 1 0 番地 3
氏名 小川建設工業株式会社
代表取締役 小川 哲也 様

北海道知事 高橋 はるみ



平成 2 4 年 1 月 6 日、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 4 の規定による届出を受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置場所	足寄郡足寄町芽登 2 1 3 4 番、2 1 3 5 番、 2 1 3 6 番、2 1 3 7 番
産業廃棄物処理施設の種類	安定型最終処分場 管理型最終処分場
産業廃棄物処理施設において処理する 一般廃棄物の種類	燃え殻、廃プラスチック類（石綿含有一般 廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維 くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属く ず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶 磁器くず（石綿含有一般廃棄物を含む。）、 がれき類（石綿含有一般廃棄物を含む。）、 動物の死体、ばいじん、これらの一般廃棄 物を処分するために処理したものであってこ れらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管 理一般廃棄物であるものを除く。）
産業廃棄物処理施設の設置に係る 許可（受理）の年月日及び許可（受理）番号	許可年月日 平成 2 1 年 3 月 1 1 日 許可番号 十環生第 1 3 3 5 - 1 0 号
法第 1 5 条の 2 第 4 項の規定によりふされた 許可の条件	*****

(十勝総合振興局保健環境部主査 (地域環境))